

課名 帯軍事人軍事委員會總理の医務局

後行決
回覧課名

軍事課

制度調査多欠設置ノ件

三九一

五



數

院外第

大正

年月日

准

月

日

帶局長

竹上

課長

中

主

美

大

監督課
規則
領事
大正
大正

八
年
二
月
三
日

十
四
日

監督課
規則
領事
大正
大正

三
月
三
日

監督課
規則
領事
大正
大正

三
月
三
日

監督課
規則
領事
大正
大正

三
月
三
日

監督課
規則
領事
大正
大正

三
月
三
日

監督課
規則
領事
大正
大正

三
月
三
日

監督課
規則
領事
大正
大正

三
月
三
日

監督課
規則
領事
大正
大正

三
月
三
日

監督課
規則
領事
大正
大正

三
月
三
日

監督課
規則
領事
大正
大正

三
月
三
日

監督課
規則
領事
大正
大正

參謀總長及教育總監、四處等

早 離 离

別紙 喬領之機制 調查為久ヲ設ケ 降官
請制度ノ調査、併シメ度 及四處等也

五二

題

三月

右署名十日回音アリタル後

補任選ニ於テ 佐第ノ手續合計ハシメラレ度

三月十四日附候下



1599

省内各局長、臨時軍事調査委員長、連署
別成零額ニ依リ 制度 調査を欠ク設ケ陸軍諸
制度、調査ヲ行ハシム

三月四日

大臣ヨリ參謀總長及教育部總監、内閣書記
別成零額ニ依リ 制度 調査を欠ク設ケ陸軍
諸制度、調査ヲ行ハシム至多且圖一勞永逸

七三

日

1600

達案

(閣傳、筋附)

別紙
在業要領之件り制度調査委員ヲ設ケ陸軍諸

制度、調査ヲ終シ

年月日

陸軍大臣

(参考、通)

秘

机

大正六年三月十九日 軍事課

制度調査委員設置一件

一、制度調査委員ハ陸軍大臣ノ監督ニ属シ陸軍諸制度、調査ヲ行フ

二、制度調査委員ハ左、職員ヲ以テ之ニ充ツ

委員長

△陸軍次官

△陸軍省人事局長

△同 庫務局長

△同 兵器局長

△同 経理局長

△同 政務局長

△同 軍事課長

△臨時軍事調査委員長

1601

- 同 同 同 同 同 同 同 同 同
 ✓ 參謀本部總務部長
 ✓ 同 第一課長
 ✓ 教育總監部本部長
 ✓ 同 第一課長
 幹事
 ✓ 陸軍省軍事課長
 ✓ 同 軍事課課員二
 ✓ 臨時軍事調査委員一
 右ノ外必要ニ應シ所要ノ人員ヲ臨時出席セシムル
 コトヲ得
- 三、委員長ハ陸軍大臣ノ指揮ヲ承ケ制度調査委員ハ
 業務ヲ掌理ス
- 四、委員長ハ必要ニ應シ會議ヲ開キ議事ヲ整理シ
 調査決定シタル事項ハ陸軍大臣ニ報告ス

1603

- 五、委員ハ委員長ノ命ヲ承ケ調査ニ從事ス
- 六、幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

1604

秘

制度調査委員設置ノ件

一 制度調査委員ハ陸軍大臣、監督ニ属シ陸軍諸制度、調査ヲ行フ

二 制度調査委員ハ左、職員ヲ以テ之ニ充ツ

委員長

陸軍次官

委員

陸軍省人事局長

委員

軍務局長

委員

兵器局長

委員

經理局長

委員

設置局長

委員

軍事課長

委員

臨時軍事調査委員長

参謀本部總務部長

同 第一課長

教育總監部本部長

同 第一課長

陸軍省軍事課長

同 軍事課課員二

臨時軍事調査委員 一

右、外必要ニ應シ所要ノ人員ヲ臨時出席セシムル
コトヲ得

三、委員長ハ陸軍大臣、指揮ヲ承ケ制度調査委員、
業務ヲ掌理ス

四、委員長ハ必要ニ應シ會議ヲ開キ議事ヲ整理シ
調査決定シタル事項ハ陸軍大臣ニ報告ス

1605

1606

- 五、委員ハ委員長ノ命ヲ承ケ調査ニ從事ス
- 六、幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

制度調査委員設置件

一、制度調査委員ハ陸軍大臣、監督ニ属シ陸軍諸制度

度、調査ヲ行フ

二、制度調査委員ハ左、職員ヲ以テ之ニ充ツ
委員長 陸軍次官

委員 陸軍省人事局長

同 庫務局長

同 兵器局長

同 経理局長

同 醫務局長

同 軍事課長

同 臨時軍事調査委員長

參謀本部總務部長

1607

1608

參謀本部第一課長
教育總監部本部長

同 同 同 同 同

同

幹事

陸軍省軍事課長

同 同

同 庫事課課員二

臨時軍事調査委員一

右ノ外必要ニ應シ所要ノ人員ヲ臨時出席セシムル

コトヲ得

三、委員長ハ陸軍大臣、指揮ヲ承ケ制度調査委員ノ
業務ヲ掌理ス

四、委員長ハ必要ニ應シ會議ヲ開キ議事ヲ整理シ
調査決定シタル事項ハ陸軍大臣ニ報告ス

五、委員ハ委員長ノ命ヲ承ケ調査ニ從事ス

六、幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

前二月一
二五

制度調査委員設置一件回答

大正八年二月廿七日 教育總監 一戸兵衛
陸軍大臣 田中義一 殿

首題一件ニ關シ二月二十四日附陸密第五
七號照會趣異存無之候也

1609

三九一

二

大正八年三月一日

第二

制度調査委員會設置件

不

大正八年三月一日

參謀總長

上原勇作

陸軍大臣

田中義一

首領件
ニ萬シ
本月二十日
陸軍大臣五七號
以テ
要會ノ
異存無之
候

1610

陸

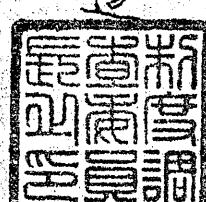
1911



陸軍各部將校准士官下士相當官官等稱呼
改正ニ關スル件答申

大正八年七月十五日

制度調査委員長山梨半造



陸軍大臣田中義一殿

海軍部内ニ於テ各部將校准士官下士相當官官等稱呼改正ノ
議アルニヨリ陸軍ニ於テモ之ト步調ヲ齊一ナランシムル為メ其ノ稱
呼ヲ改正スルヲ可トスルヤ否ヤニ關シ別紙原案ニ就キ審議シタ
ル結果待遇其他ヲ變更セサル以上永キ歴史ヲ有スル名稱ヲ
變更スルハ制度、教育上ニ於テ不利ナリトノ大部分ノ意見ニヨ
リ現制ヲ維持スルコトニ決定致候條及報告候也

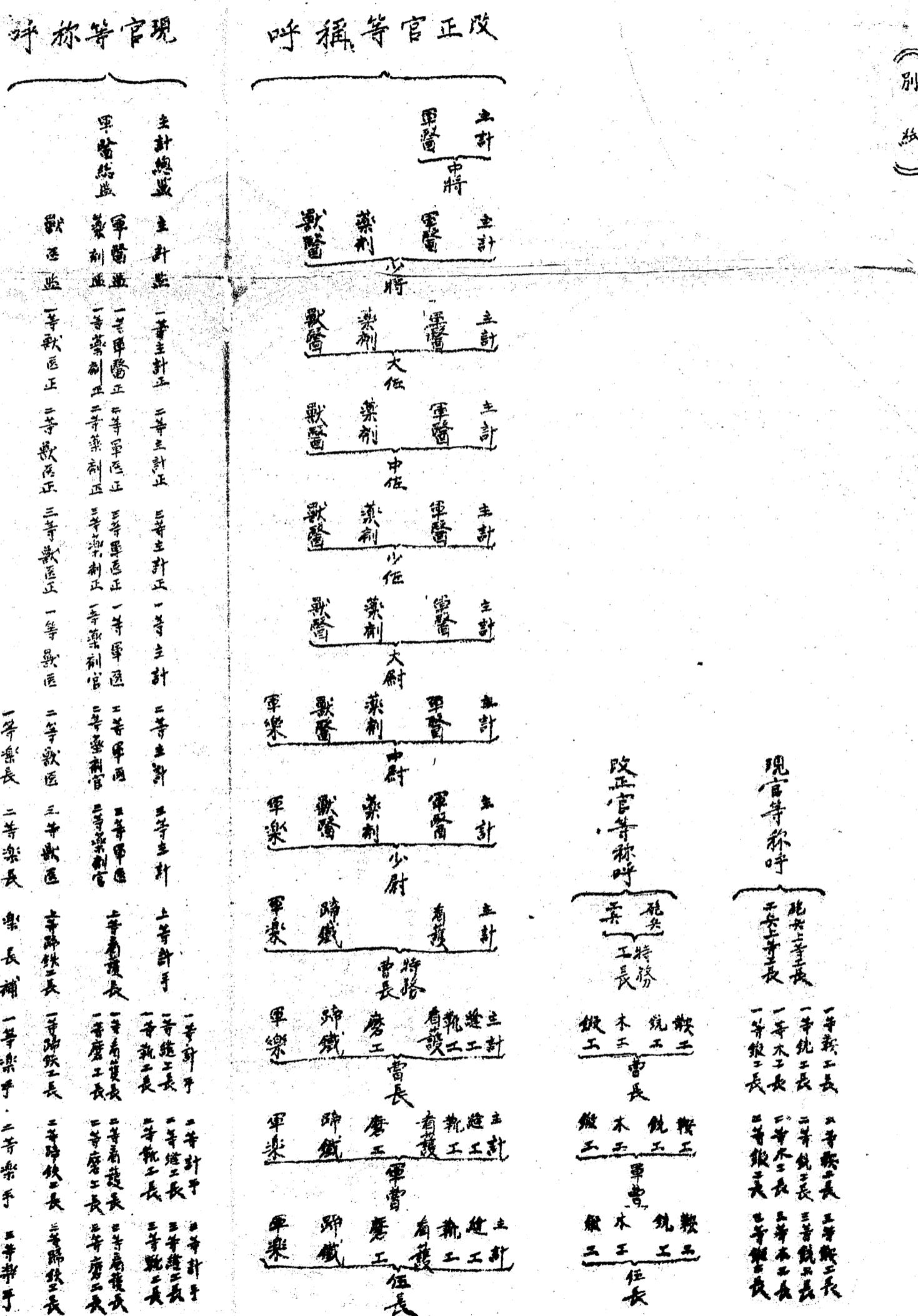
秘

一陸軍各部將校准士官下士相當官等稱呼ヲ別
紙ノ如ク改正スルヲ要ス

理由

海軍ニ於テ近ク之ニ準シ稱呼改正ノ議アリ之ト
步調ヲ齊一ナラシムルヲ可トスルニ由ル

(別紙)



監

閑

1614

閑

禁

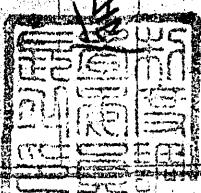
大正八年十二月二十二日

准尉制度改正ニ關シ議決、件報告

制度調査委員長 山梨半造

陸軍大臣田中義一殿

准尉制度改正ニ關シ別紙議題ニ就キ審議ノ結果
累今日、情勢ニ鑑之現准尉制度ハ之ヲ廢シ之
ニ代ハル他、制度ラソテスルヲ可トニ但シ其ノ方法ニ
關シテハ更ニ研究、上審議スルコトニ議決致
候、条及報告候也



議題

(大正八年三月九日 軍事課)

准尉制度改正ニ関スル意見

要領

本意見ハ准尉某者、可否、素質等ニ關シテハ暫ク之ニ
觸ルルコトヲ避ケ、研究ハ單ニ帝國陸軍將校ノ人事改善
上ヨリシヲ論タルモノニシテ要スルニ現制准尉制度ヲ廢
シ各兵科特務曹長中優秀ナル者ヲ搜セテ士官學校ニ
入校セシメ約一年間^{教育}後ニ少尉ニ任シ某、後ハニ
應シテハ更ニ上級ノ位置ニ進級シ得ルコト恰モ普通、
士官候補生ト同様トナスヲ當トスルニアリ

理由

一、大正九年度、豫算成立セハ大正十二年度ニ至ラハ少佐以
上ノ各階級ノ人員ハ理想定員ニ達セシメ得ヘキ目途
立ナ此點ニ於テハ大ニ意ヲ置フスル所アリト雖元來

吾人ノ称スル理想定員トハ六尉以上ニ多數ノ人为的
 陶汰ヲ加フニモノトシテ實定セル定員ニシテ、昨今如ク
 人为的陶汰ヲ殆ンド絶無ト為ス場合ニ於テハ此、理
 想定員ノ基礎モ亦動搖ヲ來シ大正十三年度以後ニ
 於テ更ニ新ナル理想定員ヲ定メ其ノ方針ニ向テ進
 マサルヘカラス、從テ本意見、根本トスル所ハ准尉制度
 改善、理由トシテハ最少限ノモノニシテ更ニ前述、景況
 ラ研究セハ其ノ然ラサルヘカラサル理由ノ一層深甚
 ナルモノアルヘシ

三、近ク經理官制度、改正セラルト共ニ、經理部下級將
 校ハ經理部並ニ各兵科准士官下士中ヨリシヲ補充
 スルコトトナカヘタ從テ各兵科下士中優秀ナル者ハ進
 級、前途ノ極メテ極限セラレタル准尉ニ向フヨリハ寧

口前述アル 経理官ヲ 志願スルニ至ルヘタ從テ准尉
 素質ハ今日ヨリモ一層益下スルニ至ルヘシ
 又經理部 将校ニ限り 経理部 並各兵科 下士ヨリ補充
 ノル途ヲ開クニ於ニハ自然ノ人情上 下士志願者、
 多ニ 前述アル 経理部 下士ヨリ 志願スルニ至ルヘ
 テ 本科下士志願、數ヲ減少シ且其ノ素質モ亦
 実等トナルニ至ルヘシ

茲ニ於テ 各兵科、下級將校モ 経理部 將校ト同様
 下士ヨリニヨリ補充ニ得シ 途ヲ開キ以テ 素質良好ナル
 下士志願者ノ多數ヲ得ルノ途ヲ開カサルヘカラス

三、大正十三年度ニ於テ 儕リニ上長官以上、定員理想若ハ
 其ノ以上トナリタル場合ニ於テ 各兵科 大尉以下、理想
 定員ト現在員ト、關係ハ概不次ノ如シ

理想定員

豫想人員

過數

歩兵大尉

一九四。

二三〇。

三六〇。

歩兵中少尉

二九五七

三八〇。

八四三

准尉

一八四

一九〇。

●六

騎兵大尉

二八一

三八五

一〇四

騎兵中少尉

一八四

一九〇。

△五三

准尉

一〇一。

一九〇。

九〇

砲兵大尉

六六三

六一〇。

△五三

砲兵中少尉

一九〇。

一九〇。

九〇

准尉

一九〇。

一九〇。

九〇

三六(大正八年十月調)

6T9T

輪重兵大尉
輪重兵中少尉
准尉

一三八
一一〇
三四九

一一（大正八年十月調）
一三〇
一三八
一一〇
三四九

之ヲ要スル = 各兵科ヲ合シ各階級理想定員ニ超過スル

數次ノ如シ

准尉 中少尉 大尉
一、三〇七 四四一 五五五（大正八年十月調）

尚本計數 = 加フル = 砲兵 輪重兵二年在營實施ノ為メニ
ハ左ノ如ク大尉以下ノ人員、增加ヲ見ルニ至ルヘシ
長官ノ人員ハ少數ナルヲ以テ計數ニ算入セス

大隊 中少尉

砲兵
大中少尉
准尉
即チ此、人員ヲ合スレハ

九一
一六
一
二一
五七八
七一
五四九
一九二二

五五五(大正六年十月調)

此、人員ハ即チ士官學校出身以外即チ現制准尉ヲ以テ
補フヲ至當トスル位置ナルカ大尉、位置ハ現制ヲ以テ
シテハ之ヲ准尉ヲ以テ之ヲ補フヲ得ス從テ大尉ノ位置
ニ充ツルニ士官學校出身者ヲ以テセハ大尉ヨリ少佐ヘ
ノ進級ハ著シタ遅緩シ延テ尉官ヨリ佐官ニ進級スルニ
著シキ停滞ヲ來スヘシ依テ此、大尉ノ位置モ亦之ヲ現

行准尉出身者ヲ以テ之ニ充テ一方士官學校出身者、進級ヲ良好ニナスト。同時ニ現行准尉出身者ニモ大尉以上ニ達毛進級シ得ルノ途ヲ開クハ一舉兩得、コトニ属ス此、點ニ於テ吾人ハ現行准尉制度ヲ廢シ新ニ下級將校特別補充ノ途ヲ開クヲ至當ト為スモノナリトス。

四、以上、如キ理由、下ニ假リ、現行准尉制度ヲ廢シ新ニ下級士官ヲ本科下士ヨリ補充スルモノトセハ其、素質ヲ向上シ教育ヲ完全ニナスタメ少クモ一ヶ年間、特別教育ヲ施シ以テ初級士官タル、資格ヲ與ヘ尚任官後各兵科實施學校へ入校シテ修業ニ堪ヘ得ル、資格ヲ與フルヲ要ス而シテ之カ為メニ要スル經費ハ多少、増額スヘキモ現行准尉教育ニ要スル經費ニ多少、増額ヲ行フニ於テハ決レテ困難ナルコトニ非サルナリ。

各國陸軍ニ於ケル下士出身將校ノ資格及進級制限

(大正八年十二月廿日 庫事課印制)

連 綴	格 資	佛 軍	英 軍	米 軍	伊 軍	露 軍
制限ナシ <small>陸軍士官学校卒業者中少 尉トニテ必要ナル教員シ 得タル者主トス</small>	各兵科下士ニシテ當日該資 科將校生徒下士學校ヲ 卒業セラモ(但馬重兵 八咫玉將校生徒下士學 校)將校生徒下士學校 入校スルを得ルハ學校入校 時ニ於テ下士トシテ服役軍 隊二年以上ラ有シ且其次 科小隊長適性証書リ 種種シアルモノシテ競争 試験ニ合格セル者トス	成績獨重矢ニラニハ准許 及不士ニシテ特別ノ功績アリ ハ當時被群ノ功ヲ奏セル 正規軍ノ下士卒ニシテ將 校任用試験ニ合格セル 者	正規軍ノ下士卒ニシテ將 校任用試験ニ合格セル 者	正規軍ノ下士ニシテ四年以上 陸軍士官學校内ニ 設置セヒ特別課程ヲ 將校任用試験ヲ受クル 者	各兵科下士ニシテ四年以上 陸軍士官學校内ニ 設置セヒ特別課程ヲ 卒業シタル者	部隊長、推薦セル下 士卒ニシテ速成士官 学校ヲ卒業セル者
制限ナシ	年齡三十歳以下ナル未 婚者、美國公民ニシテ陸軍 出身後二年以上ラ経過 セラモノトス	但馬、工兵ニマリハ要スレ ハ五年半以上服役者シ テ進級奉貲、推薦經 テ試験ニ合格セル者ヲ 以テス	但馬、工兵ニマリハ要スレ ハ五年半以上服役者シ テ進級奉貲、推薦經 テ試験ニ合格セル者ヲ 以テス	下士出身者ハ各兵科 (要更、四分一ヲ占ム)	下士出身者ハ各兵科 (要更、四分一ヲ占ム)	下士出身者ハ各兵科 (要更、四分一ヲ占ム)
制限ナシ	一概ニ進級試験、結 果ニヨルモノトス	制限ナシ 將官ニ在サ 一概ニ進級試験、結 果ニヨルモノトス	制限ナシ	制限ナシ	制限ナシ	制限ナシ

大正八年師團長會議ニ於テ
提出セラレタル准尉制度改正意見

遊衛師團

准尉ヲ中尉相當、階級造進ルヲ可トス
第四師團

准尉制度ハ平時ニ在リテモ中尉以上ニ累進スル
道ヲ開カシタニ

第十四師團

平時ニ於テモ實役傳年四年以上ニシテ成績
優秀ナル准尉ハ之ヲ中尉ニ任スル如ク改正セラ
レタシ

大正八年十二月海軍ニ於テル

准尉制度改正、要旨

- 一、准尉制ヲ廢シ新ニ特務士官、官階ヲ設ク特務少尉、特務中尉、特務大尉トナス
- 二、此等ハ兵學校機関學校又ハ經理學校ニテ若干月、特務教育ヲ施シ其ノ科、特務少尉ニ任用ス
- 三、右以外、准士官ハ勤務年數五年以上者ヨリ選拔シテ各科特務少尉ニ任用ス
- 四、特務大尉ハ特選ニ依リ少佐ニ任用スルユトヲ得